

## 岡崎市建設コンサルタント等業務最低制限価格運用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が競争入札により建設コンサルタント等業務の請負契約を締結しようとする場合において、岡崎市契約規則(平成22年3月16日岡崎市規則第2号)(以下「規則」という。)第13条及び第21条の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設コンサルタント等業務

測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。

(2) 税抜予定価格

予定価格から、消費税及び地方消費税に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を控除した額をいう。なお、予定価格を事前公表する入札においては、入札公告等に記載の予定価格(税抜)と同額である。

(3) 最低制限価格

規則第13条及び第21条に規定する最低制限価格をいう。

(4) 税抜最低制限価格

最低制限価格から、消費税及び地方消費税に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を控除した額をいう。

### (対象)

第3条 最低制限価格を設ける競争入札は次に掲げるものとする。

(1) 総務部契約課で執行する建設コンサルタント等業務に係る競争入札

(2) 前項の規定にかかわらず、総務部契約課長が必要と認める場合は、最低制限価格を適用しない。

### (税抜最低制限価格の算定)

第4条 税抜最低制限価格は、建設コンサルタント等業務の税抜予定価格算出の基礎となる別表の当該建設コンサルタント等業務の対象となる全ての業務区分の項目1から項目4に掲げる額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、税抜最低制限価格は、前項の算定において各業務区分に係り算定された額が、別表の当該業務区分の上限額を超える場合は当該上限額を、同下限額に満たない場合は当該下限額を、前項の算定において当該業務区分に係り算定された業務区分の項目1から項目4に掲げる額に替えて算定するものとする。

3 前2項の規定により複数の業務区分を税抜最低制限価格の算定対象とする場合、各業務区分の項目1から項目4に掲げる額の合計額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てない。なお、各業務区分の合計額を総和した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を、税抜最低制限価格とする。

4 前3項の規定により税抜最低制限価格を算定できない場合、税抜予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で総務部長が定める割合を税抜予定価格に乗じて得た金額を、税抜最低制限価格とすることができる。

### (入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札については入札公告文又は公告説明書に、指名競争入札については指名通知書に、最低制限価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 2 岡崎市最低制限価格取扱要領は、廃止する。
- 3 この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

別表 建設コンサルタント等業務

業務区分	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	上限率	下限率
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額		10分の8.2	10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		
土木関係の建設コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		10分の8	10分の6
	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額			
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務費(解析)の合計額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		10分の8	10分の6
	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額			

税抜予定価格の算出に際して、複数の業務区分を対象とすることがある。

各業務区分の上限額は、当該業務区分に係る税抜予定価格算出の基礎となる額に当該上限率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、同下限額は、当該業務区分に係る予定価格算出の基礎となる額に当該下限率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。